

飛島村犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、村の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって村民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関による過激な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等支援を行う団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原

因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等支援は、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、村、村民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進しなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないように努めなければならない。

- 2 村民は、村及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与すること並びに精神的及び身体的な被害の回復に取り組むことができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、村及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 村は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 村は、前項の相談及び情報の提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 村は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 村は、村民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(意見等の反映)

第10条 村は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(個人情報の管理)

第11条 村は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 村は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。